

○宮崎大学多言語多文化教育研究センター運営委員会規程

〔 令和4年9月22日  
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国際連携機構規則第19条第2項の規定に基づき、宮崎大学多言語多文化教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 宮崎大学多言語多文化教育研究センター（以下「センター」という。）の運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの中期目標・計画及び評価に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) センターの教員の人事に関すること。
- (5) その他センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任教員
- (5) 各学部及び工学教育研究部の兼任教員 1人
- (6) 各機構から教員各1人
- (7) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第5号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は、同条第2号委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、国際連携機構事務部国際連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 宮崎大学多言語多文化教育研究センター運営委員会規程（平成25年6月27日制定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に選出される第3条第5号から第7号までの委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。